

第5回栃木県産業再生委員会議事録

日 時 平成17年3月30日(水) 15:00～17:00

場 所 栃木県総合文化センター特別会議室

出席者

< 委員 >

藤本委員長、亀田副委員長、須賀地域金融再生部会長

荒井委員、新江委員 宇野委員、大串委員、小川委員、金井委員、菊池委員、
久保委員、小高委員、鈴木委員、谷口委員、千葉委員、中川委員、中村委員、
野田委員、畑山委員、船曳委員、北條委員、前田委員、峰岸委員、三森委員、
八木澤委員 (欠席8名)

< オブザーバー >

黒田オブザーバー、吉田オブザーバー代理

< 県 >

福田知事、須藤副知事、麻生出納長、山中商工労働観光部長、
小林副出納長兼出納局長、須藤商工労働観光部次長兼産業政策課長、
中山商工労働観光部次長、繪面出納局会計課長

会議内容

1 開 会

【藤本委員長】

当委員会では、昨年12月17日に知事から「足利銀行の望ましい受け皿のあり方」について諮問を受けた。早速、私から須賀部会長はじめ地域金融再生部会の委員の皆様
に審議をお願いしたが、公私とも非常にお忙しい中、4回にわたる部会において熱心に
審議を重ねられるとともに、「中間報告」の取りまとめや「経済団体との意見交換会」
を開催するなど、ご尽力いただいた結果、本日「足利銀行の望ましい受け皿のあり方」
に関する地域金融再生部会報告書を詳細にまとめて頂いたことに対し、委員長として敬
意を表するとともに、改めて感謝申し上げます。

本日の委員会では、この「報告書」を基に作成をお願いした「答申(案)」について、
委員の皆様の忌憚のないご意見を伺った上で、議決させていただきたいと考えている。

また、「答申(案)」について、皆様のご了承が得られた場合には、この場において、
私が代表して知事へ答申させていただきたい。

本日は、このような流れで進めさせていただいてよろしいか。

(各委員から異議なしの意見)

なお、本日の会議の公開・非公開については、議事(1)「第5回地域金融再生部会
会議結果(概要)」について、及び、議事(2)『「足利銀行の望ましい受け皿のあり
方」に関する地域金融再生部会報告書について』は公開とし、次の議事(3)「答申(案)

の検討及び議決について」は、これまでの審議と同様、委員の皆様からの率直なご意見をお伺いする、といった趣旨から、「非公開」とさせていただきたい。

また、その後の「3知事への答申」については、再度「公開」とすることとしてよろしいか。

(意義なしの意見)

それでは、このような形で会議を進めさせていただく。

なお、会議終了後、私と須賀部会長及び知事と3名で共同記者会見をする予定なので、よろしくお願ひしたい。

次第に添って議事に入らせていただく。

はじめに、議事(1)「第5回地域金融再生部会会議結果(概要)について」、続けて議事(2)『「足利銀行の望ましい受け皿のあり方」に関する地域金融再生部会報告書について』を須賀部会長からご説明願ひたい。

2 議事

(1) 第5回地域金融再生部会の会議結果について

【須賀部会長】

資料No1 第5回栃木県産業再生委員会地域金融再生部会の会議結果(概要)、

資料No2 地域金融再生部会報告書

に基づいて説明。

2月23日に開催した第4回産業再生委員会の宿題では、「中間報告に関して経済諸団体の意見を聴取すべきである。」、「望ましい受け皿のパターンA案とC案について、もう少し詳細にメリット、デメリットを比較検討する必要があるのではないか。」のと意見があった。このため、については、3月4日に経済団体との意見交換会を開催した。これらを踏まえて3月18日に開催した地域金融再生部会において詳細な検討を行った結果、全員一致で最終報告書(案)を取りまとめることができた。資料1については以上である。

資料2については、既に委員各位には送付してあるので、お目通しいただいているかと思うが、前回の中間報告との変更点、あるいは検討を深めた点について、報告させていただく。

最初の「はじめに」の部分は特に変わっていないが、最終行に「その結果、諮問事項について、部会としての見解をまとめたので、委員会に対しまして最終報告書を提出する。」を加えた。

次のページの目次で、項目として新たにつけ加えたのは、「経済団体の意見について」、「審議経過」、「部会委員名簿」をつけ加えた。また、参考資料として、資料3「望ましい受け皿のパターン二方式の詳細評価と課題(論点整理)」、そして資料7「経済団体の意見」をまとめて加えた。

資料7については、3月4日に経済団体との意見交換会の結果を取りまとめたもので(1)「基本的な認識及び新銀行のあるべき姿」については、地域金融再生部会の認識とほぼ一致している。この中の「受け皿移行のスケジュールについては、早急な受け皿の決定や移行は望ましくないとする意見が多かったが、同時に、メインバンクとしての足利銀行の行く末に大きな不安感があるということで、早急な受け皿の決定を求める意見もあった。

次に、(2)「受け皿のパターンと評価・課題」「県の関与」であるが、総じてA案の足利銀行が単独で再生する案を支持する意見が多かったが、いずれにせよ、県内の中核金融機関として機能を果たしていくということを求める意見が大勢を占めた。一方、経営者は生え抜きが良く、外資は望ましくないといった意見もあった。

また、A案、C案については、それぞれいろいろな意見があった。A案は地元経済界を中心に投資するということが記載しているが、これについては、県がある程度後押しをしていただきたいという意見が多くあった。C案を評価する意見もあったが、金融が寡占状態になるということを心配する意見もあった。その他、国への提案ということでは、県、県議会あるいは国会議員が一丸となって、国に要望していく必要があるのではないかという意見があった。

資料3(12ページ～14ページ)は、受け皿のパターン二つ(A案、C案)についての詳細検討をしたもので、部会での審議の経過をできるだけご理解いただきたいということで、必ずしも部会の委員の一致した意見ではないが、論点整理の観点から列挙したのでご理解をいただきたい。

12ページでは、左側が足利銀行の単独再生方式のA方式。右側が合併・営業譲渡方式で他の地域銀行との合体をするというC方式で、それぞれのメリットを左右に分けて記載した。論点整理なので同じことが書かれている場合もあるが、優劣をつけるのではなく、それぞれの方式についてのメリットや論点となるような項目を記載した。また、どのような切り口から評価していくのかということで、1番目は県民生活の向上、いわゆる家計部門にとってのメリット。2番目が企業あるいは地域、産業といった地域経済全体からのメリット。そして3番目が、銀行そのものの健全性、収益力、経営力あるいはそれを具体化するための資本の確保、経営者といった面からみたメリットである。その他、県政や金融行政、あるいは事務的な移行の手続きに関するメリットを評価をしている。

13ページがデメリット、あるいは課題として検討していかなければいけない点である。県民生活家計部門については、A方式の場合、今後、地域金融機関の整理が全国的な中で進んでいく中で、将来の再編等に不安感が残る。一方、C方式では地域金融の寡占化が進んでいくということで、それが金融サービスの低下につながる恐れがある。また、地域経済あるいは企業部門にとってA方式の場合、株主の構成によっては、ある一定期間過ぎると県内経済への配慮が弱くなる恐れがあるのではないかと。また、寡占化の問題は、C方式でも家計部門と同様に、企業部門でも寡占化が懸念がされるということに記載した。健全性・収益力あるいは経営力、資本確保については、いろいろな観点があるので、今後もう少し具体化されていく中で、この辺を検討して必要があるのではないかと。

14ページの「その他」では、A方式の場合、地域金融機関としてのビジネスモデルの継続性を今後監視する必要があることやC方式の場合、受け皿移行のための事務がかなり大がかりになるといったこと記載してある。また、訴訟の案件の継承についての問題も指摘している。

今回結論として二方式のうちどちらがより優れているという形での検討の絞り込みはできていない。これは、いろいろな前提条件がまだ未確定のためであるが、部会として、二つのパターンについての結論を一つに絞り込むことをしなかった。もう一つの理由としては、今後、国との対応をしていく中で、ここに記載したことが誤解を招く恐れも考えられること、また、他の金融機関の経営に影響を及ぼす可能性がある、といった観点から、具体的な方式を二つから一つに絞り込むというのは難しい、ということに記載させていただいた。

最後に当部会委員の名簿ということで、この最終報告の審議にかかわっていただいた地域金融再生部会委員の名簿を記載させていただいた。短い期間であったが、大変お忙しい中ご尽力いただき集中的かつ幅広い議論の結果、地域金融再生部会の最終報告書をまとめることができたことに対し、深く感謝申し上げます。

【藤本委員長】

前回の委員会で、ご提言をいただいた経済団体との意見交換会の実施結果及びA方式、C方式のメリット、デメリット等を加えて、報告いただいたところである。

何か質問等があればよろしくお願ひしたい。

(特に質疑なし)

それでは、次、議事(3)意見交換に入らせていただくが、先ほどお諮りしたように、非公開とする。なお、既に各委員には事前に答申(案)を送付し、おのおのご検討いただいているので、審議予定時間は30分程度を目安とするので、ご了承願ひたい。

それでは、取材されている報道関係者及び傍聴者については、ご退席願ひたい。

以下、意見交換は非公開となる。

(3) 意見交換

・資料3「答申(案)」について、各委員から意見を求め、検討を行った。

主な審議事項

須賀部会長から資料3に基づき説明

- 1 基本的な認識及び新銀行のあるべき姿
 - 2 望ましい受け皿のパターン
- (1) 足利銀行単独再生方式(安定一般株主型)
- (2) 合併・営業譲渡方式(地域銀行合体)

- 3 県の関与
- 4 受け皿移行のスケジュール
- 5 国への提案事項
- 6 審議経過

藤本委員長から、大串委員が国の機関から選任されているため、答申（案）の議決に加わるのは差し控えさせていただきたいとの申し入れがあったことについて説明があった。

中山商工労働観光部次長から、資料4「栃木県産業再生委員会条例」の議決に関しての要件の説明があった。

第7条第2項では「委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。」と規定されているが、本日の会議は過半数の委員が出席しているので、会議は有効に成立をしていること。

同条第3項では「委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。」と規定されており、答申（案）を議決するためには、出席委員の過半数の賛同が必要となること。

藤本委員長から答申（案）について、議決を行う旨の発言により、議決を行う。

委員から異議なしの発言があり、全会一致で答申（案）が議決された。

藤本委員長から、委員各位に対して、議決に当たってのあいさつがあった。

（要旨）

答申（案）については、委員全員のご賛同をいただき採択された。

議決に当たり一言申し上げる。年末に知事から諮問を受け、3カ月余りの短い期間ではあったが、委員各位の豊富な知識と経験等を踏まえた意見を結集した結果、ここに答申（案）を取りまとめることができた。委員長として大変安堵の念を感じたとともに、委員各位に深くお礼を申し上げる。

（この後、公開で知事に答申するため、準備のため10分間の休憩となる。）

会 議 再 開

【藤本委員長】

知事が来場したため、委員会を再開し答申を行うこととする。

まず、答申書原本をお渡しする前に、お手ともに写しが配付してあるので、概略を説明する。

まず、昨年12月に知事から、足利銀行の望ましい受け皿のあり方について諮問いただ

いてから、このように本日無事に答申することができたことは、大変喜ばしく思っている。

今回、知事から諮問を受け、直ちに須賀部会長に地域金融再生部会において部会審議をお願いすることとしたが、以来、部会長を初めとする地域金融再生部会の委員各位においては、4回にわたる部会において熱心な考察を重ね、中間報告書の作成、経済界からの意見聴取等に精力的に当たっていただいたことに対し改めて感謝申し上げます。

審議経過及び答申内容等について、私から説明申し上げます。

答申書は1から7までの項目になっているが、このうち、6は審議経過、7は委員名簿となるので、実質5項目の構成である。

項目1 基本的な認識及び新銀行のあるべき姿

足利銀行の受け皿については、今回、国が同行を国有化した3号措置の基本的な趣旨にも鑑み、多くの受け皿銀行に分割して営業譲渡されるのは避けるべきであるという結論になっている。そして、県内の他の金融機関との共存関係にも触れている。

項目2 望ましい受け皿のパターン

預金保険法上のさまざまな受け皿の姿を想定し、そのうちから足利銀行単独再生方式と合併・営業譲渡方式の二方式に絞り込みを行った。これが具体的な受け皿の姿である。

項目3 県の関与

項目4 受け皿移行のスケジュール

項目3及び4については、それぞれ記載のとおりである。現時点では不確定な要素が多いために、このような表現にならざるを得ないことをご理解願いたい。

項目5 国への提案事項

受け皿の決定方法に対する地元民意の反映と国の選定過程に県が参画できるよう、知事が国に働きかけることが重要であることを述べている。

以上が答申書の内容であるが、あわせて、地域金融再生部会の報告書を添えているので、詳細につきましては報告書を参照していただくようお願いいたします。

【藤本委員長】

平成16年12月17日付で諮問を受けました「足利銀行の望ましい受け皿のあり方」について、当委員会は、慎重に調査審議を行った結果、本書のとおり答申する。

(藤本委員長から福田知事へ答申書原本を渡す)

【福田知事】

諮問事項の「足利銀行の望ましい受け皿のあり方」について答申をいただいたので、一言お礼を申し上げます。

ご案内のとおり、本県では一昨年11月の足利銀行の破綻、一時国有化という、法制上も、実態上も初めてのケースを迎えて、地域の金融機能の崩壊という危機を未然に防ぐ

ため、多くの課題を抱えることとなった。幸い、国、関係機関の協力、何より議会、市町村、経済界を始めとする県民の皆様方の努力により、当面大きな混乱は回避することができた。しかしながら、圧倒的な県内シェアを占める中核的金融機関の破綻が、県内の中小零細企業者を初めとする多くの県民に不安を抱かせ、先の見えない展開に苛立ちを与え、新たな経済活動への意欲低下の一因になっているとも言われている。

このようなことから、私は知事就任前から、足利銀行の受け皿については、不良債権処理の動向と相まって、同行の再建計画である3年計画、経営に関する計画の進捗に配慮しつつも、最重要課題としてとらえていかなければならないと考えていた。

しかしながら、受け皿の決定3号措置の終了は、もとより国の専管事項であり、県には金融行政に対する知識も経験も蓄積が乏しい状況にある。

一方、破綻から1年を超えて、法の趣旨である、できる限り早い時期にという受け皿への移行時期も現実味を帯びている。

このため、昨年12月、知事就任早々の17日に、足利銀行の望ましい受け皿のあり方について、県産業再生委員会に諮問を行い、ご審議の上、早期に答申をいただけるよう、藤本委員長にお願いした。これが委員会に、短期間で集中的、専門的な審議をいただくご無理をお願いすることとなった理由である。

藤本委員長を初め、委員各位には、ご多忙のところ、年度内の答申ということにお応えいただき、また、審議調査の取りまとめ役である須賀部会長には、大変ご苦勞、ご心勞をおかけいたしました。改めて心から感謝を申し上げる次第である。

私は、本日いただいた答申をしっかりと具体化していくための努力を、知事として全力を尽くしていくことをお約束する。

藤本委員長を初め、委員の方々においては、引き続き産業再生委員会委員としてお力添えを賜ることをお願いを申し上げ、お礼の言葉とさせていただきます。

【藤本委員長】

諮問を受けた足利銀行の望ましい受け皿のあり方については、委員各位のご協力を得て、無事知事に答申することができた。改めてお礼を申し上げます。

当委員会については、今後も活動を続けていくことになるので、引き続き委員各位のご協力をお願いして、本日の委員会を終了する。